

宮崎牧場における導入牛の検疫体制について

(独) 家畜改良センター宮崎牧場では、黒毛和種における遺伝的多様性の確保のため、子牛市場で購入した遺伝的に特徴のある雌子牛を生体で外部導入しています。生体で育種素材の外部導入を行っているのは、家畜改良センターでは宮崎牧場のみです。今回は宮崎牧場で行っている外部導入牛の検疫業務について紹介いたします。

「検疫」とは

外部より動物や植物などを導入するときに、動植物が伝染性疾病などに罹患しているかどうか検査すること（出典：畜産用語辞典）

牧場への到着から検疫開始まで

- ① 子牛市場で購入する際に、市場が設ける購買牛の衛生条件や、市場が示す購買牛リストの情報等を確認し、可能な限り購入子牛の衛生状況に関する情報を収集します。
- ① 子牛市場で購入した牛は、当場の肉用牛飼養エリアから直線距離で 2 キロほど離れた場所にある、検疫牛舎に到着します。



- ② 到着後、興奮している牛を落ち着かせながら、牛舎に収容します。

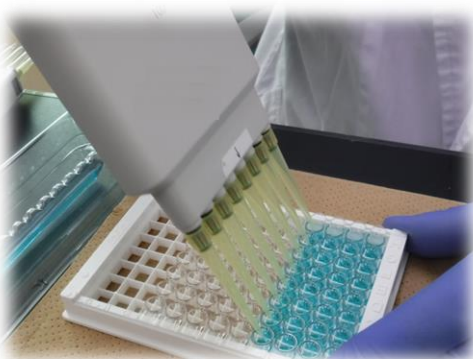


- ③ 収容後、牛の健康状態の確認を行うと同時に、家畜改良センターにおいて重要視している疾病（伝染病）等の衛生検査を行うために、血液と直腸便の採材を行います。外部導入牛の検疫時に検査している伝染病とそれぞれの検査方法は以下の表の通りです。

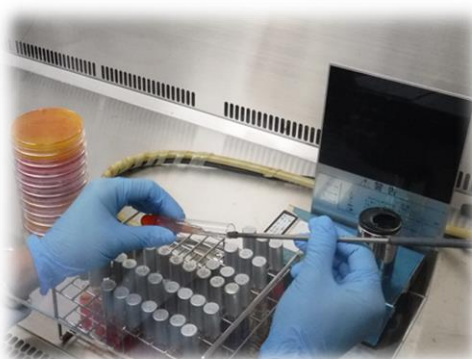


表. 家畜改良センターで重要視している疾病

疾病名	検査方法	実施時期
ヨーネ病	抗体検査	検疫開始時及び終了時
	リアルタイム PCR	検疫開始時及び終了時
	培養検査	検疫開始時～
牛伝染性リンパ腫	抗体検査	検疫開始時及び終了時
	リアルタイム PCR	検疫開始時
サルモネラ	培養検査	検疫開始時及び終了時
各種寄生虫感染症	鏡検	検疫開始時



抗体検査



細菌培養検査

全ての衛生検査で陰性の確認を行うようにしていますが、その中でも特に問題となる伝染病は「牛伝染性リンパ腫」及び「ヨーネ病」です。これらは、家畜伝染病予防法で定められる法定伝染病（ヨーネ病）又は届出伝染病（牛伝染性リンパ腫）であり、症状として目に見えない潜伏期間が非常に長い為、導入牛が一見健康そうでありながら実は感染していて、牛群に広まってしまう恐れがあるという、非常に厄介な伝染病です。家畜改良センターの本病に対する取組については、NLBC 家畜衛生通信[第3号（ヨーネ病）](#)及び[第18号（牛伝染性リンパ腫）](#)に詳細が掲載されておりますので（クリックすると該当ページへ移動します。）、併せて閲覧していただけると幸いです。

昨今、牛伝染性リンパ腫清浄化の取組に力を入れている地域が増えており、子牛市場でも抗体検査が陰性の個体であることが分かるように上場していることも多くなってきていますが、家畜改良センターでは購入時点の陰性証明の有無にかかわらず、検疫牛舎到着後に必ず衛生検査を実施しています。残念ながら、過去には有用な育種資源として導入したものの、検疫中の牛伝染性リンパ腫の検査で陰性が確認できず、泣く泣く自主淘汰した個体もありました。しかし、種畜配布が主たる業務である家畜改良センターは、伝染病の侵入を許してしまうと多大な影響が発生するため、外部導入時の伝染病保有状況の確認は入念に行い、清浄を確認できない個体は毅然と淘汰しなければなりません。

- ④ 検疫牛舎に収容後、90 日間の検疫を行います。日々健康状態に気を配りながら、飼養管理を行っていきます。

検疫終了

検疫牛舎で 90 日間飼養し、衛生的な問題が無い事が確認できたら、検疫終了となります。検疫が終了した外部導入牛は宮崎牧場の牛群へ移します。

最後に

近年、黒毛和種集団の近交係数上昇が問題視されている中、家畜改良センターでは、遺伝的多様性の維持・確保を目的として希少系統に分類される種雄牛の造成に力を入れており、今回紹介した検疫業務はその一翼を担うものです。今後も家畜改良センターは黒毛和種の育種改良に貢献すべく、業務に取り組んで参ります。生体導入は必要なものでありつつも、既存の牛群に伝染病を持ち込むリスクがありますので、家畜を飼養する皆様におかれましても、今回ご紹介した取り組みを参考にしてもらえれば幸いです。